

入札のしおり

(広島国税局及び下松市による条件付合同公売)

問合せ先	
広島国税局	広島国税局 徴収部 特別整理第一部門 担当 岩沢・町田 〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 082-578-5955 (内線3825)
下松市	山口県下松市 税務課収納対策係 担当 勝坂 〒744-8585 下松市大手町3丁目3-3 0833-45-1817

公 売 の 日 時	令和8年2月24日(火) から令和8年3月3日(火)まで
公売保証金の納付期限	令和8年3月3日(火) 15時00分まで
公 売 の 場 所	広島国税局
開 札 の 日 時	令和8年3月5日(木) 10時00分
開 札 の 場 所	広島国税局
売却決定の日時	令和8年3月19日(木) 10時00分
売却決定の場所	広島国税局 下松市役所
買受代金の納付期限	令和8年3月19日(木) 14時00分まで
国税庁公売情報ホームページ	http://www.koubai.nta.go.jp/ 公売物件の詳細は、国税庁公売情報ホームページをご覧ください。
下松市ホームページ	http://www.city.kudamatsu.lg.jp

公売に参加される方へ

1 期間入札とは

公売に当たり、入札期間内に郵送による方法又は担当者に直接提出する方法により入札を受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却するものです。

2 公売参加に当たっての一般的な留意事項

不動産の公売に当たっては、次の一般的な事項に留意して参加してください。

- (1) 公売は現況有姿により行うものですので、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等を確認した上で公売に参加してください。
- (2) 不動産の名称、数量等は登記簿による表示です。
- (3) 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。
- (4) 掲載している図面や写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- (5) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関は、担保責任を負いません。
- (6) 執行機関は公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があるため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産類、ゴミ等の処理などは全て買受人の責任において行うこととなります。
- (7) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- (8) 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

イ 農地等は、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理

ロ その他法令等の規定により許可又は登録を要するものは、関係機関の許可又は登録

- (9) 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。

したがって、買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。

なお、農地等の危険負担移転の時期は、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理があったときとなります。

- (10) 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。
- (11) 個人情報保護のため、写真情報は一部加工しています。
- (12) 公売を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。

3 公売参加資格

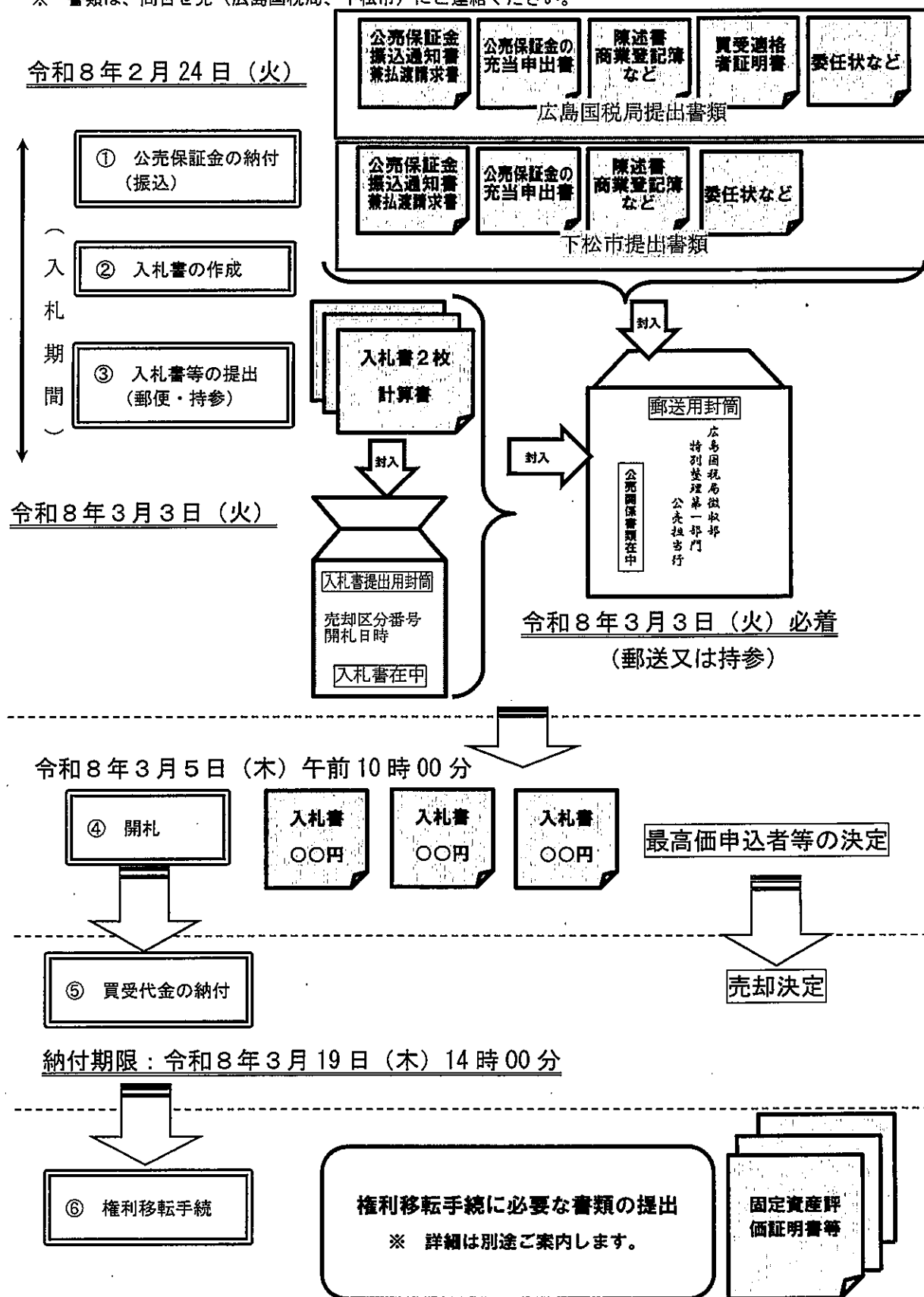
原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、次に該当する方は公売財産を買い受けることができません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第 92 条の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）等に該当する者

1 期間入札による公売の流れ

※ 書類は、問合せ先（広島国税局、下松市）にご連絡ください。



2 入札までの手続

(1) 公売保証金の納付

入札しようとする公売財産について、公売保証金の納付が必要かどうか確認してください。

公売保証金の納付が必要な場合には、入札書の提出（郵送）前に公売保証金を納付しなければなりませんので、入札期間開始後、公売保証金納付期限までに、下記口座への振込みにより納付してください。

売却区分	広島局 157-1	下7-1
金融機関	広島銀行 県庁支店	山口銀行 下松支店
預金種類	普通預金	普通預金
口座番号	0730386	0410539
口座名義	ヒロシマコクゼイキョク 広島国税局 歳入歳出外現金出納官吏	クダマツシカイケイカンリシャ 下松市会計管理者

【公売保証金振込みに当たっての留意事項】

- 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければ行えませんので注意してください。
公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者が異なる場合は、入札が無効となります。
- 公売保証金納付期限までに、上記振込口座に入金済みとなる必要があります。
公売保証金納付期限までに、上記振込口座において入金が確認できない場合は、入札が無効となります。
- 振込みに当たっては、1売却区分ごとに「電信」扱いで振り込んだ上で、振込人（入札者）の氏名（名称）の前にその売却区分番号を必ず記載してください。
（例）「35-1 入札太郎」、「40-3 株式会社 入札商事」
- 振込手数料は、入札者の負担となります。
- 適正な公売保証金振込通知書兼払渡請求書を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を納付したことの証明となります。
公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。
誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還いたします。
- 公売保証金の振込みを確認後、領収証書を郵送します。

(2) 提出書類

入札に当たっては、以下の書類を提出してください。

イ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書（広島国税局用、下松市用の2種類があります）

「2(1)公売保証金の納付」のとおり振込みを了した後、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された振込金受取書の原本を公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付してください。なお、インター

ネットバンキングやＡＴＭを利用した場合は、振込みが確認できる画面のコピーや利用明細書等を貼付してください。

ロ 入札書

広島国税局用、下松市用、条件付合同公売財産入札用計算書の３枚を、入札書提出用封筒に同封してください。

(イ) 入札書の記載

入札書に、住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、条件付合同公売財産入札用計算書に基づいて案分した入札価額、その他必要な事項を記載してください。

なお、共同で入札する場合は、「入札書（共同入札用）」を使用してください。共同入札者が６名以上となる場合は、「入札書別紙（共同入札用）」を使用してください。

入札書の記載に当たっては、次の①～⑤に注意してください。

- ① 入札書の住所地は、住民票上の住所地又は商業登記簿に係る登記事項証明書等に記載されている本店所在地を記載してください。
- ② 記載内容に不備・誤り等がある場合には入札を取り消しますので、必ず確認してください。
- ③ 字体は明瞭に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新しい入札書を使用してください。
- ④ 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはありません。
- ⑤ 同一人が、同一の売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。

(ロ) 入札書提出用封筒への封入

広島国税局用入札書、下松市用入札書、条件付合同公売財産入札用計算書を、入札書提出用封筒に入れて提出してください。

入札書提出用封筒には、入札する公売財産の公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

入札書提出用封筒に、別案件の入札書等を同封しないで下さい。

ハ 公売保証金の充当申出書

公売保証金を要する公売財産の売却決定をされたときに、公売保証金を買受代金に充当したい場合は、「公売保証金の充当申出書」を提出してください。

ニ 委任状

代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

ホ 共同入札代表者の届出書

共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。

共同入札代表者の届出書には、共同入札者全員の印鑑を押なつする必要があります。

共同入札者が６名以上となる場合は、「共同入札代表者の届出書別紙」を使用してください。

い。

へ 陳述書

陳述書に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号及びその他必要な事項を記載してください。住所地は、住民票上の住所地又は商業登記簿に係る登記事項証明書等に記載されている本店所在地を記載してください。

なお、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、陳述書と併せて、(イ)又は(ロ)に掲げる書類の提出が必要です。

(イ) 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が法人の場合

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）

(ロ) 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合

その許認可等を受けたことを証明する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写し

ト 買受適格者証明書

下松市農業委員会から公売財産の農地部分についての買受適格者証明書を取得し、提出してください。（173-1、173-2、173-3、173-4、174-1、174-12、179-1）

(3) 提出方法

提出書類に不備等がないか確認の上、以下の方法により提出してください。

なお、複数の売却区分に入札する場合は、売却区分ごとに関係書類をクリップ等で留めて、区別できるようにしてください。

特に、入札書は、売却区分ごとに「入札書提出用封筒」に封入されているか確認の上、提出してください。

イ 直接提出

広島国税局徴収部特別整理第一部門の窓口を持参してください。

「入札書提出用封筒受領証」をその場で交付します。

ロ 郵送による提出

「郵送用封筒」に提出書類を同封し、提出してください。

入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送により入札書を提出する場合は、所要の日数を見込んだ上で送付（期間内必着）してください。

3 開札期日から権利移転までの手続

(1) 開札期日及び開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日及び場所において、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

(2) 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定の方法

最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の者に対して決定します。

なお、開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合の追加入札は、期間入札による方法で行います。この場合において、追加入札価額は当初の入札価額以上としなければなりません。

また、最高価申込者の決定後、直ちに次のイ～ハの全てに該当する者を次順位買受申込者に決定します。

イ 入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること

ロ 入札価額が見積価額以上であること

ハ 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること

(3) 最高価申込者等への通知

最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに「不動産等の最高価申込者の決定等の通知書」を郵送します。

次順位買受申込者に対しては、次順位買受申込者の決定後、速やかに「不動産等の次順位買受申込者の決定等の通知書」を郵送します。

(4) 公売保証金の返還の方法

公売保証金は、原則として、入札者名義の預金口座に振り込む方法により返還します。

最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者には、最高価申込者の決定後、「払渡請求書」を送付しますので、必要事項を記載の上、広島国税局徴収部特別整理第一部門まで提出してください。

公売保証金の返還に所要の日数を要することに留意してください。

払渡請求書の提出後、入札時に提出された「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載の金融機関に振り込みます。公売保証金の返還手続が終了した場合は、「国庫金振込通知書」を郵送します。

また、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に同様の方法で返還します。

(5) 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

また、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

(6) 買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売公告に記載した納付期限までに、国税局及び下松市が指定した金融機関の口座に振込みにより納付してください。

※ 買受代金納付期限までに、指定口座において入金を確認できない場合は、買受代金の納付がないものとみなします。

買受代金の納付が確認できた後に、「売却決定通知書」を交付します。

(7) 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により、国税局長がその登記または登録の嘱託を関

係機関に対して行います。

必要書類及び手続等については、買受人に別途連絡します。

4 その他

(1) 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- イ 買受代金の全額が納付される前に、売却財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき
- ロ 買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき
- ハ 国税徴収法第 108 条第 2 項（公売の適正化のための措置）の規定が適用されたとき
- ニ 売却決定後、国税徴収法第 114 条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受人が買受けを取り消したとき

(2) 買受申込み等の取消し

買受申込者に対し最高価申込者の決定が行われた後であっても、法律の規定に基づき滞納処分
の続行が停止される場合（不服申立てなど）があります。

この場合、最高価申込者及び次順位申込者は、買受申込み等を取り消すことができます。

(3) 公売保証金の国庫帰属等

買受人が買受代金を納付の期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合、そ
の方が納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余金があるときはこれを滞納
者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属しま
す。

(4) 罰則

国税徴収法第 189 条の規定により、虚偽の陳述をした場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円
以下の罰金に処せられます。